

入札公告

下記のとおり、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 5 年 5 月 25 日

羽幌町長職務代理者 羽幌町副町長 鈴木 典生

記

1 契約担当部局

〒078-4198 羽幌町南町1番地の1 庁舎3階  
羽幌町商工観光課観光振興係（電話 0164-68-7007）

2 入札に付する事項

- (1) 入札件名 羽幌町いきいき交流センター厨房機器購入
- (2) 契約期間 契約締結日の翌日から令和5年9月29日まで
- (3) 概要 入札説明書のとおり
- (4) 履行場所 羽幌町いきいき交流センター
- (5) 入札方法

総価で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札参加は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 公告日時点において、令和 5・6 年度羽幌町物品購入等競争入札参加資格者名簿の、大分類 1「産業用機械器具類」、中分類 6「厨房機器及び用品」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成 25 年羽幌町訓令第 18 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
  - ア 資本関係
    - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
    - (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - イ 人的関係
    - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

4 入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先  
1に同じ

5 現場説明会  
行わない。

6 入札参加申込

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和5年 6月 8日 (木) 午後5時00分
- (2) 提出場所 1に同じ。

7 入札の日時及び場所等

(1) 日時及び場所

令和5年 6月12日 (月) 午後1時30分 羽幌町役場第1会議室

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

(3) 入札書の提出方法

入札書を持参し投函すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)

8 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び羽幌町競争入札参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、町長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

9 入札手続等

(1) 入札保証金 要する。ただし、羽幌町契約規則(昭和40年羽幌町規則第4号)第8条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金 要する。ただし、羽幌町契約規則第29条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を無効とする。

(5) 予定価格 非公表

(6) 最低制限価格の設定 無

(7) 支払条件 後払いとする。

(8) 詳細は入札説明書による。

## 入札説明書

令和5年羽幌町告示第33号に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、羽幌町契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 5年 5月25日

2 契約担当部局

〒078-4198 羽幌町南町1番地の1 庁舎3階

羽幌町商工観光課観光振興係（電話 0164-68-7007）

3 入札に付する事項

- (1) 入札件名 羽幌町いきいき交流センター厨房機器購入
- (2) 契約期間 契約締結日の翌日から令和5年9月29日まで
- (3) 概要 仕様書のとおり
- (4) 履行場所 羽幌町いきいき交流センター
- (5) 入札書の記載方法

総価で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札参加は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 令和5・6年度羽幌町物品購入等競争入札参加資格者名簿において、大分類1「産業用機械器具類」、中分類6「厨房機器及び用品」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、競争入札参加資格関係事務取扱要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

5 現場説明会  
行わない。

6 入札参加の申し込み

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）及び特定関係に関する調書（以下「関係書類」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申込書及び関係書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 特定関係に関する調書（別記様式）

(2) 提出期間 公告の日から令和5年 6月 8日（木）までの羽幌町の休日を定める条例（平成元年羽幌町条例第34号）第1条第1項に規定する本町の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所 2に同じ

(5) 提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については提出期間に必着のこと。

(6) 入札参加資格の確認

申込者には、令和5年 6月 9日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書をファクシミリ又は電子メールにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(7) その他

ア 申込書及び関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 町長は、提出された申込書及び関係書類を、入札参加資格の確認以外に申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認書類は返却しない。

7 入札の日時及び場所等

(1) 日時及び場所

令和5年 6月12日（月）午後1時30分 羽幌町役場 第1会議室

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

(3) 入札方法

ア 仕様書に示した入札書を持参し投函すること。（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）[また、入札金額の内訳書を同封すること。]【内訳書を求める場合】

イ 羽幌町競争入札参加者心得（別紙1）を承知すること。

8 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の

入札及び羽幌町競争入札参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、町長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 9 入札手続等

### (1) 入札保証金

要する。ただし、羽幌町契約規則第8条の規定に該当する場合は免除する。

### (2) 契約保証金

要する。ただし、羽幌町契約規則第29条の規定に該当する場合は免除する。

### (3) 契約書作成の要否 要

### (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を無効とする。

### (5) 予定価格 非公表

### (6) 最低制限価格の設定 無

### (7) 支払条件 後払いとする。

## 10 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。

また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合は、入札を中止することがある。

なお、中止となった場合でも申請書及び確認資料の作成費用は申請者の負担とする。

## 11 入札執行回数

3回を限度とする。

## 12 その他

(1) 入札参加者は、羽幌町契約規則、羽幌町競争入札参加者心得その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合は、競争入札参加資格関係事務取扱要綱に基づく指名停止を行うことがある。

(3) その他、入札に関しての問い合わせ先  
2に同じ。

## 物件の内訳書

物 件 名	規 格	数 量	備 考
羽幌町いきいき交流センター 厨房機器購入			
製氷機		台 1	詳細は仕様書のとおり
テーブル形冷蔵庫		台 1	
基本設置料		式 1	
基本撤去工事料		式 1	
基本撤去管理料		式 1	
運送費		式 1	

(注) 本書は、第1号、第6号、第10号様式に関連

## 物件購入仕様書

- 1 物件名 羽幌町いきいき交流センター厨房機器購入
- 2 数量 全自動製氷機 1台  
テーブル形冷蔵庫 1台
- 3 納入場所 羽幌町いきいき交流センター厨房内  
羽幌町北3条1丁目29番地
- 4 購入機器規格 ※導入機器は、国内メーカーのものとし、導入事業者の責においてアフターケア等の対応が可能なものであること。
  - ①全自動製氷機  
電源 三相 200V  
氷形状 キューブアイス (30×30×30 mm : ±3 mm)  
製氷能力 210kg/日 以上  
最大貯氷量 140 kg以上  
外形寸法 W750 mm×D750 mm×H1,900 mm (±100mm)  
外装 ステンレス鋼板  
凝縮器冷却方式 空冷式
  - ②テーブル形冷蔵庫  
電源 単相 100V  
内容積 310 リットル以上  
庫内温度設定 -6℃ ~ 12℃  
内装 ステンレス鋼板  
外装 ステンレス鋼板  
外形寸法 W1,200mm×D750mm×H800mm  
(±50mm、ただしHは 850mm まで調整可能なもの)  
凝縮器冷却方式 空冷式  
冷却ユニット 開閉扉から向かって左側にあるもの  
その他 庫内等付きであること
- 5 撤去物件
  - ①製氷機 メーカー ホシザキ電機株式会社  
型番 IM-230AWL-1  
製造番号 A00387
  - ②テーブル形冷蔵庫 メーカー 不明  
外形寸法 W1,300mm×D750mm×H800mm
- 6 納入期限 令和5年9月29日

## 7 物件の要項

- ①既存設備（製氷機一式、テーブル形冷蔵庫一式）を撤去し、新たな設備（製氷機一式、テーブル形冷蔵庫一式）を設置すること。
- ②供用中の施設のため、納入日程について事前に施設管理者（指定管理事業者）及び担当係と協議すること。
- ③本仕様書に記載されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、担当係と協議し、その指示に従うものとする。

## 8 その他

仕様書に明記されていない事項でも、施工上当然必要な設備等の必要機材は請負業者の責任において負担し、施工するものとする。

上記に伴う搬出入、加工、処分等すべての諸費用を含むものとする。

## 9 担当係

羽幌町商工観光課観光振興係

TEL0164-68-7007



## 羽幌町競争入札参加者心得

令和4年3月11日制定

羽幌町が行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する場合は、この心得を遵守してください。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）及び羽幌町契約規則（昭和40年羽幌町規則第4号。以下「契約規則」という。）等も遵守してください。

### 1 入札の日時等

入札の日時及び場所その他必要な事項は、入札の告示又は指名通知書（以下「告示等」という。）で明らかにしますので、必ず確認してください。

### 2 入札保証金等

告示等において、入札保証金を納付することを求める旨を明示した入札の場合、入札参加者は、期限までに次のとおり、税込みの入札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額。）の100分の3以上の入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供してください。ただし、契約規則第8条第1項第1号の規定により入札保証金が免除された場合は、それに係る証券又は証書を期限までに提出してください。

- (1) 入札保証金を現金で納付する場合は、納付書により指定金融機関等で納付し、領収書の交付を受け、その写しを提出してください。
- (2) 入札保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券（町長が確実と認める担保に限る。）であるときは、その証券を提出してください。
- (3) 入札保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等の保証であるときは、その保証書を提出してください。
- (4) 入札保証金の免除が損害保険会社の入札保証保険契約の締結によるときは、その保険証券を提出してください。
- (5) 入札保証金の免除が金融機関又は保証事業会社の契約保証の予約の締結によるときは、その契約保証の予約の証書を提出してください。

### 3 入札の方法

- (1) 入札参加者は、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等をよく確認し、適正な積算を行い、その金額に基づいて入札を行ってください。
- (2) 入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名、押印してください。
- (3) 入札参加者は、入札書の記載事項の秘密を保持できる状態で、入札箱に投函してください。また、入札金額の内訳書の提出を義務付けた入札（以下「内訳書提出入札」という。）の場合は入札書と同封の上投函してください。なお、送付による入札を認める場合は、その方法及び条件等は入札説明書で明示します。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を提出してください。この委任状には、委任者及び代理人の押印が必要です。また、代理人の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印してください。
- (5) 入札書及び代理人が入札する場合の委任状の押印について、インク浸透印等（経

年劣化により印影の確認が困難となるもの等。以下同じ。)は、使用しないでください。

#### 4 入札辞退

入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまでいつでも入札を辞退することができます。

ただし、入札を辞退する場合には、次の手続きをしてください。

なお、入札を辞退した場合でも、辞退を理由に以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

- (1) 入札執行前は、その旨を文書又は口頭により連絡してください。
- (2) 入札執行中は、その旨を口頭により連絡してください。

#### 5 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

#### 6 入札の延期等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期し、中止し又は取り消すことがあります。

#### 7 入札書の書換え等の禁止

いったん提出、投函した入札書は、書換え、引換え及び撤回することはできません。

#### 8 開札

- (1) 開札への立ち会いは、入札参加者又は代理人（以下「入札者等」という。）以外は認められません。
- (2) 入札者等が立ち会わない場合には、当該入札者等に代わり入札事務に関係のない本町職員を立ち合わせます。

#### 9 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効となります。

- (1) 入札保証金を伴う入札で、入札保証金が不足する者のした入札
- (2) 無権代理人がした入札
- (3) 入札書の記載金額その他入札要件が確認出来ない入札（内訳書提出入札の場合は内訳書も含む。）
- (4) 入札書の記載金額を加除訂正した入札（内訳書提出入札の場合は内訳書も含む。）
- (5) 入札書に記名押印がない入札。（内訳書提出入札の場合は内訳書も含む。）ただし、

公有財産売却システムに係る入札にあつては、この限りでない。

- (6) 最低制限価格を設けた入札で、これを下回る額でした者の入札
- (7) 内訳書提出入札で、内訳書の提出がない入札
- (8) 内訳書提出入札で、入札書の記載金額と内訳書の合計金額が一致しない場合
- (9) 一の入札者又はその代理人が同一事項について、二つ以上の入札をしたときの入札
- (10) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- (11) 郵便による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (12) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正が容易な筆記具により入札書の記載がなされた入札（内訳書提出入札の場合は内訳書も含む。）
- (13) インク浸透印等により押印がなされた入札（内訳書提出入札の場合は内訳書も含む。）
- (14) 入札に関し、不正の行為があつた者のした入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

## 10 落札者の決定

入札参加者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札をした者を落札者とします（収入の原因となる入札を除く。）。ただし、下記11の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とする場合があります。

## 11 最低価格の入札参加者以外の者を落札者とする場合

最低制限価格を設定している入札の場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とします。

## 12 再度入札

- (1) 開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、送付による入札をした者がある場合等、直ちに再度入札を行うことができないときは、本町が指定する日時に再度入札を行います。
- (2) 再度入札の回数は、原則として2回までとします。

## 13 くじによる落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上いる場合は、直ちに当該入札者等にくじを引かせて、落札者を決定します。
- (2) 前号の場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札者等に代わり入札事務に関係のない本町職員にくじを引かせます。

## 14 契約書等の提出

- (1) 落札者は、本町が交付する契約書に記名、押印し、本町が指定する期限までに提出しなければなりません。
- (2) 議会の議決に付すべき契約の場合は、落札者は、本町が交付する仮契約書に記名、押印し、本町が指定する期限までに提出しなければなりません。

- (3) 落札者が正当な理由なく、本町が指定する期限までに契約書、又は仮契約書を提出しない場合には、落札を取り消します。その場合、当該落札者は、参加停止措置等により、一定期間入札に参加できなくなることがあります。

## 15 契約保証金等

落札者は、落札決定後（議会の議決に付すべき契約の場合は、議会での議決後）、契約書の案を提出するときまでに次のとおり、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供してください。ただし、契約規則第29条の規定により契約保証金が免除された場合は、この限りではありません。

- (1) 契約保証金を現金で納付する場合は、納付書により指定金融機関等で納付し、領収書の交付を受け、その写しを提出してください。
- (2) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券（町長が確実と認める担保に限る。）であるときは、その証券を提出してください。
- (3) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が前払保証事業会社又は銀行等の保証であるときは、その保証書を提出してください。
- (4) 契約保証金の免除が履行保証保険契約の締結によるときは、その保険証書を提出してください。
- (5) 契約保証金の免除が工事履行保証契約（履行ボンド）の締結によるときは、その保証証券を提出してください。

## 16 調査協力義務

入札参加者は、本町（本町の委嘱を受けた第三者機関を含む。）が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対して誠実に協力しなければなりません。

## 17 異議の申立て

入札者等は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができません。

## 18 準用

この入札心得は、随意契約について準用します。

附 則

この心得は、令和4年4月1日以降に執行される入札から適用する。